

第5回浜中町農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成26年11月25日(火) 午前10時00分

2. 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3. 出席委員 13名

1番 百々英夫

2番 小田原憲一

3番 永洞忠志

4番 穴吹 栄

5番 白川俊明

6番 新井功仁恵

7番 橋場和幸

8番 嗟峨弘巳

9番 松家忠夫

10番 白川英之

11番 谷口正明

12番 堀金澄恵

13番 梅原順一

4. 出席職員 3名

事務局長 上 田 幸 作

農政係長 酒 井 美 和 子

農地係長 中 山 正 教

5. 議 事

日程第 1 総会成立報告

日程第 2 開会

日程第 3 議事録署名委員の指名

日程第 4 会期の決定

日程第 5 会務報告

日程第 6 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

日程第 7 報告第2号 農地法第18条の規定による合意解約について

日程第 8 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第 9 議案第2号 農用地利用集積計画作成要請について

日程第10 次回総会日程（予定）について

事務局 長

第5回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、御報告申し上げます。
本日の会議の出席委員は、在任委員13名のところ13名であります。

よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の総会が成立しておりますことを、御報告申し上げます。

それでは、開会にあたり会長より御挨拶をいただきます。

議長

おはようございます。

今年も残すところ1ヶ月少しとなりましたけれども、本日は大変お忙しい中、第5回総会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

また、御案内のように21日には衆議院の解散がありました。消費税10%への引き上げについて先送りをしたことがよかったのかどうなのか、国民に信を問うという選挙が行われます。選挙費用700億円をかけて行う選挙が、果たして必要なかなと思っておりますけれども、選挙後は、各党とも約束した政策については、きちんと実行していただきたいと思っております。

また、11日には農地パトロールを行っていただきました。1万5,000ヘクタールの草地の中で、ごく一部、数カ所で一番草の刈り取りがされていないという報告を受けております。農地パトロールを始めたころは、いろいろな理由で多くの面積が一番草の刈り取りがされず、そのままになっておりましたが、委員皆様方の御協力によりまして、今ではないに等しいような状況になってございます。今後も委員の皆様方の協力で、現在の状況が維持できるように続けていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

さて、今回の議案につきましては、報告事項2件、協議事項2件の提案となっておりますので、御審議のほどをよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、開会のあいさつに代えさせていただきますけれども、総会終了後には委員協議会を予定しておりますので、そちらにつきましてもよろしくお願いいたします。

本日は大変御苦労さまでございます。

日程第3 議事録署名委員の指名を行います。

本日の会議の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定により、議長において、7番橋場委員、8番嵯峨委員を指名いたします。

日程第4 会期の決定を議題とします。

本総会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

各委員

(異議なしの声)

議	長	異議なしと認めます。 よって、本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。
		日程第5 会務報告をいたします。事務局より報告させます。
事	務	局長 (会務報告あるも省略)
議	長	事務局より報告が終わりました。 ただ今の会務報告を含め、本日の議案関係以外で質問等があれば、これを受けます。
各	委	員 (なしの声)
議	長	ないようなので、これで、会務報告を終了します。
		日程第6 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。
事	務	局長 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告の内容を御説明申し上げます。 農地法第3条の3第1項の規定では、「農地又は採草放牧地について、同法第3条第1項に掲げる権利を取得した者は、農林水産省令で定めるところにより、その農地又は採草放牧地の存する市町村の農業委員会にその旨を届け出なければならない。」とされております。 本件は、1件の所有権取得の届出であります。整理番号1の届出人は、茶内西9線〇〇番地、〇〇 〇氏で、故 〇〇 〇氏名義の農地について、相続により所有権の取得をしたものでございます。 今回の届出により取得した農地は合計〇〇筆で、面積は〇〇万〇、〇〇〇㎡、権利を取得した日は平成〇〇年〇〇月〇〇日であります。 以上、本人からの届出に基づき、報告申し上げますので、御承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。
議	長	事務局より提案理由の説明が終わりました。 これから、報告第1号の質疑を行います。質疑ありませんか。
各	委	員 (質疑なしの声)

議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>次に、討論を省略し、採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。</p>
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は、原案のとおり承認されました。</p>
事 務 局 長	<p>日程第7 報告第2号 農地法第18条の規定による合意解約についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。</p> <p>報告第2号 農地法第18条の規定による合意解約について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。</p> <p>農地法第18条第1項及び第2項では、「農地又は採草放牧地の賃貸借の当事者は、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければ、賃貸借の解除、解約の申入れ、合意による解約をしてはならない。ただし、合意による解約が、土地を引き渡すこととなる日より6ヶ月以内前に成立し、その旨が書面において明らかである場合は、この限りでない。」と規定されております。</p> <p>また、同条第6項の規定では、「その解約が行われた場合には、当事者は農林水産省令で定めるところにより、農業委員会に通知をしなければならない。」とされております。</p> <p>本案は以上の規定に該当するものでありますが、整理番号1は、姉別南3線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏を貸主、姉別南2線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏を借主とする農用地賃貸借契約の合意解約に係るもので、〇〇氏が後継者への経営移譲を進めるにあたり、〇〇氏との賃貸借契約を解除するもので、契約期間は、平成〇〇年〇月〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までとなっておりますが、この度の解約により〇〇月〇〇日に土地の引き渡しが行われていたものであります。</p> <p>以上、報告申し上げますので、よろしく御承認くださるようお願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局より提案理由の説明が終わりました。</p> <p>本案については、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、私が議事参与の制限に該当しますので、ここで退席となります。</p> <p>その間の議事進行につきましては、白川職務代理が取り進めますので、よろしくようお願いいたします。</p>
職 務 代 理	引き続き、会議を行います。

これから、報告第2号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

職 務 代 理 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

職 務 代 理 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認されました。

(会長入室、着席)

議 長 日程第8 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農地法第3条第1項では、「農地又は採草放牧地について、所有権を移転し、又は使用貸借権、賃貸借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。」とされております。

本案は、賃貸借権及び使用貸借権の設定に伴う2件の許可申請であります。整理番号1の貸主は、姉別南3線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏、対象地は姉別南2線〇〇〇番〇ほか〇筆、合計面積〇万〇、〇〇〇㎡でございますが、この土地を、姉別南2線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏へ賃貸借による権利の設定をしようとするものであります。

次に、整理番号2の貸主は、姉別南2線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏、対象地は姉別南2線〇〇番ほか〇〇筆、合計面積〇〇万〇、〇〇〇㎡でございますが、この土地を、後継者である同住所の〇〇〇〇氏へ使用貸借による権利の設定をしようとするものであります。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農地係長より説明いたしますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

なお、本届け出については、議案関係資料の調査書のとおり、農地法第3条第

2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしておりますことを申し添えいたします。

農地係長 (詳細説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
続いて、地区担当委員より補足説明を受けます。
11番谷口委員、お願いします。

谷口委員 (補足説明あるも省略)

議長 ありがとうございました。
本案については、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、私が議事参与の制限に該当しますので、ここで退席となります。
その間の議事進行につきましては、白川職務代理が取り進めますので、よろしくをお願いいたします。

(会長退席、退室)

職務代理 引き続き、会議を行います。
これから、議案第1号の質疑を整理番号順に行います。
まず、整理番号1の質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

職務代理 質疑なしと認めます。
次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

職務代理 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第1号を整理番号順に採決いたします。
お諮りします。
整理番号1は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

職務代理	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、整理番号2を採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p>
各委員	(異議なしの声)
職務代理	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。</p> <p>(会長入室、着席)</p>
議長	<p>日程第9 議案第2号 農用地利用集積計画作成要請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。</p>
事務局長	<p>議案第2号 農用地利用集積計画作成要請について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第15条第4項では、「農業委員会は、農用地の利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、農用地利用集積計画を定めるべきことを、町長に対し要請するものとする。」としております。</p> <p>本案は1件の作成要請であります。整理番号1は、西円朱別西17線〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡に係るもので、この土地を〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇である〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に、売買による所有権の移転を行おうとするものであります。それぞれ関係者の同意により、新たな権利を設定し、農用地利用集積計画を定めるべく、町長に要請しようとするものでございます。</p> <p>以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては、農地係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。</p> <p>なお、本案については、議案関係資料の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号から第4号のそれぞれの要件を満たしておりますことを申し添えいたします。</p>
農地係長	(詳細説明あるも省略)
議長	<p>事務局より提案理由の説明が終わりました。</p> <p>本案については、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、私と〇〇</p>

〇〇委員が議事参与の制限に該当しますので、ここで退席となります。

その間の議事進行につきましては、白川職務代理が取り進めますので、よろしくをお願いいたします。

(会長、〇〇〇〇委員退席、退室)

職務代理

引き続き、会議を行います。

これから、議案第2号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

職務代理

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、議案第2号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員

(異議なしの声)

職務代理

異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

(会長、〇〇〇〇委員入室、着席)

議長

日程第9 次回総会日程についてを議題とします。事務局より提案させます。

事務局長

次回総会日程については、12月22日、月曜日、午前10時開会を提案いたします。

議長

事務局より提案がありましたが、次回総会日程については、12月22日、月曜日、午前10時からということよろしいでしょうか。

各委員

(異議なしの声)

議長

異議がないようなので、次回総会日程については、12月22日、月曜日、午前10時からに決定いたしました。

以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。

これで、第5回浜中町農業委員会総会を終了いたします。
御苦労さまでした。

閉会時刻 午前10時50分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会

会長 梅原 順一

浜中町農業委員会

7番 橋場 和幸

浜中町農業委員会

8番 嵯峨 弘巳

農地法第3条調査書

調査日：平成26年11月18日

第5回浜中町農業委員会総会
議案第1号 整理番号1 (賃貸借)

譲受人	○ ○ ○ ○	譲渡人	○ ○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中山正教
調査員	谷口委員				
	判断の理由				該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受人の経営農地は約〇〇haあり、全て耕作の目的に供されている。保有している機械の能力、労働力等からみて、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。				しない
第2項第2号 (農業生産法人以外の法人)	農業生産法人以外の法人ではないので該当はしない				しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので該当はしない				しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。				しない
第2項第5号 (下限面積)	下限面積を超えている				しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は譲渡人の所有地であり、転貸には該当しない。				しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は一団の農地であるため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については申請後、農業委員1名と事務局2名が現地状況等を確認した。				しない

農地法第 3 条調査書

調査日：平成 26 年 11 月 18 日

第 5 回浜中町農業委員会総会
議案第 1 号 整理番号 2 (使用貸借)

譲受人	○ ○ ○ ○	譲渡人	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中山正教
調査員	谷口委員				
	判 断 の 理 由				該 当
第 2 項第 1 号 (全部効率利用)	保有している機械の能力、労働力等からみて、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。				しない
第 2 項第 2 号 (農業生産法人以外の法人)	法人ではないので該当はしない				しない
第 2 項第 3 号 (信託)	信託ではないので該当はしない				しない
第 2 項第 4 号 (農作業常時従事)	譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。				しない
第 2 項第 5 号 (下限面積)	下限面積を超えている				しない
第 2 項第 6 号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は譲渡人の所有地であり、転貸には該当しない。				しない
第 2 項第 7 号 (地域調和)	<p>申請地は、後継者である譲受人が従前より畑、採草地として利用しており、引続き利用計画していることと、申請地は一団の農地であるため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。</p> <p>なお、現地調査については申請後、農業委員 1 名と事務局 1 名が現地状況等を確認した。</p>				しない

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第5回浜中町農業委員会総会

議案第2号 整理番号1 (所有権移転)

譲受人	○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○	譲渡人	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中山正教
法第18条の条項	判断の理由				適合
第3項第1号 (基本構想適合)	農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。				する
第3項第2号イ (全部効率利用)	権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うことと認められる。				—
第3項第2号ロ (農作業常時従事)	耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第2項第6号に規定する者は除く)				—
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)	第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。				—
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)	第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養蓄の事業に常時従事すると認められる。				—
第3項第4号 (共有持分の同意)	①利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。				—
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)	②5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。				—